

令和7年度 信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業補助金事業 公募に係るQ&A（R7.6月版）【未定稿】

長野県農政部農業技術課

【目 次】

No.	質 問
1 長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業について	
【事業実施主体要件について】	
Q 1	なぜ、長野県有機農業推進プラットフォームの会員が半数以上で構成される3名以上で構成された団体を対象とするのですか。また、この団体とは具体的にどのようなものですか。
Q 2	市町村や市町村を含む協議会等は申請できないのですか。
Q 3	自分、またはメンバーが「長野県有機農業推進プラットフォーム」の会員であるかが分かりません。どのように確認したらよいでしょうか。
Q 4	既存の団体で、現在は「長野県有機農業推進プラットフォーム」の会員が半数以上いないのですが、今からでもプラットフォームに加入することで事業に申請することはできますか。
【申請書類について】	
Q 5	「長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援金事業計画書」の「4 特記事項」とは、何を記載するのですか。
Q 6	添付資料として「事業実施にあたり、構成員の役割分担がわかる資料」を求めるのはなぜですか。
Q 7	同一の団体が複数申請することはできますか。
Q 8	申請団体は、当社（法人）の中のいち活動グループを想定している。その場合、申請団体の要件（会員が半数以上）はどのような整理になるか。
Q 9	（Q 8に関連して）新たな団体として立ち上げる場合、団体の専用口座が必要か。当社の法人口座を受入口座とすることはできないか。
Q 10	「事業計画書作成補助シート」とは何ですか。申請書と一緒に提出する必要はありますか。
【事業内容について】	
Q 11	先進的実戦農家の視察で、視察先として考えている農家は「有機農業」を行っていませんが、持っている栽培技術は有機農業でも生かせるものと考えています。この場合、補助金の対象取組となりますか。
Q 12	「有機農業で生産された農産物を活用した給食の試行・食育に関する取組」で、食育のみを行う場合も、交付額は8万円となりますか。
Q 13	「有機農業で生産された農産物を活用した給食の試行・食育に関する事業」で、給食の試行と食育の取組は両方行う必要がありますか。
【有機JAS認証について】	
Q 14	交付金で実施する事業で使用する農産物は、有機JAS認証を取得している必要はありますか。
Q 15	有機JAS認証を取得していない場合、「有機農産物」という表記ができないそうですが、チラシやパンフレットについてはどのように考えたらよいでしょうか。
【事業経費に関すること】	
Q 16	補助の対象とならない経費は何ですか。
Q 17	上記Q 11 の「本交付金の目的に合致しない経費や、公的な資金の用途として社会通念上適当でない（団体活動費で支出すべき）経費」とは具体的に何ですか。
Q 18	事業で使用する食材の買い上げにかかる経費は対象となりますか。
Q 19	事業で使用するチラシ・資料のデザイン委託費も含めて対象となりますか。
Q 20	申請した団体はすべて、補助金の交付を受けることができるのですか。
2 信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業(推進事業)	
【事業実施主体要件について】	
Q 1	本補助金の長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援のように、「〇〇棚田保存会」等のような農業者以外にも消費者等の含まれる団体が対象となることは可能ですか。
【事業経費に関すること】	
Q 2	申請した団体はすべて、補助金の交付を受けることができるのですか。

1 長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業について

【事業実施主体要件について】

Q 1 なぜ、長野県有機農業推進プラットフォームの会員が半数以上で構成される3名以上で構成された団体を対象とするのですか。

また、この団体とは具体的にどのようなものですか。

A 本事業は、有機農業に関わる方々が長野県有機農業推進プラットフォームを通じて連携し、有機農業の拡大や発展に向けて取り組む事業に対して支援することを趣旨としているため、プラットフォーム会員が中心となり、関係者が連携して有機農業の面的拡大を図っていくことが望ましいと考えています。

以下に団体の構成者の事例を示します。要件を満たしていれば、新たに組織した団体でも、既存の団体でも申請が可能です。

- ・生産者2名、栄養士2名、給食センター担当者2名、保護者（消費者）3名
- ・生産者5名
- ・消費者3名

Q 2 市町村や市町村を含む協議会等は申請できないのですか。

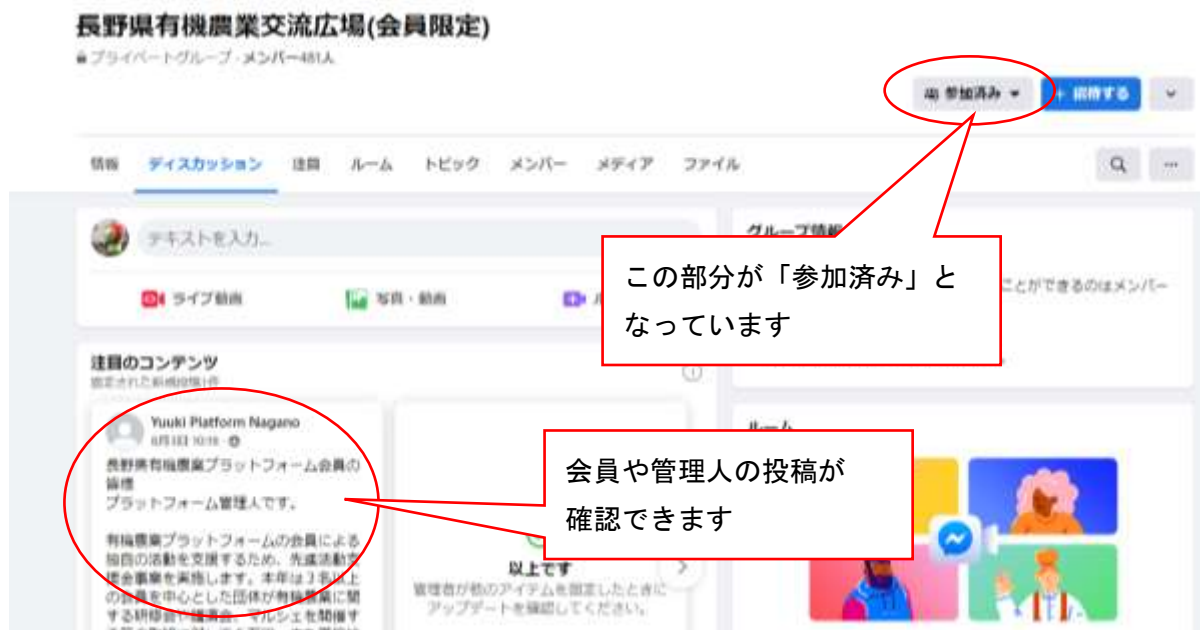
A 本事業の対象は3名以上（＝個人）が集まった任意団体等を想定しています。

市町村や市町村を含む協議会が取り組む場合は、一定規模での事業計画を検討いただくことが可能と考えておりますので、「地域発元気づくり支援金」や「みどりの食料システム戦略推進交付金」等の活用をご検討ください。

Q 3 自分、またはメンバーが「長野県有機農業推進プラットフォーム」の会員であるかが分かりません。どのように確認したらよいでしょうか。

A 長野県有機農業推進プラットフォームは、①Facebook 会員、または②メール会員で登録いただいています。

（1）Facebook アカウントを所有されている場合は、あらかじめ Facebook にログインの上、会員専用ページ（[長野県有機農業交流広場\(会員限定\) | Facebook](#)）にアクセスしてください。以下のページで、会員等の投稿が確認できる場合は「Facebook 会員」としての登録が完了しています。



※以下のページが表示される場合は、Facebook 会員としての登録がされていません。

「グループに参加」ボタンを押していただき、会員登録リクエストをしてください。



- (2) Facebook アカウントを所有していない場合等、メール会員で登録されている場合は、事務局（長野県農政部農業技術課）から不定期配信されている各種お知らせメールが届いているか確認をします。届いている場合は「メール会員」として登録されています。
- (3) (1) (2) を確認いただいたうえで、判断が困難な場合は、計画書を提出予定の「農業農村支援センター」までお問い合わせください。

Q 4 既存の団体で、現在は「長野県有機農業推進プラットフォーム」の会員が半数以上いないのですが、今からでもプラットフォームに加入することで事業に申請することはできますか。

A 可能です。

Facebook アカウントをお持ちの場合は、Q 2（1）の方法により会員登録リクエストをしてください。

Facebook アカウントをお持ちでない場合は、メール会員として登録しますので、長野県ホームページ（[長野県有機農業推進プラットフォームについて／長野県（nagano.lg.jp）](http://nagano.lg.jp)）から「プラットフォーム参加申込書」をダウンロードの上、長野県農業技術課あてお送りください。

【申請書類について】

Q 5 「長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援金事業計画書」の「4 特記事項」とは、何を記載するのですか。

A 団体構成者以外の関係者との合意形成の状況や、その他アピールポイントがあれば記載してください。

Q 6 添付資料として「事業実施にあたり、構成員の役割分担がわかる資料」を求めるのはなぜですか。

A Q 1 のとおり、長野県有機農業推進プラットフォームを通じて会員同士が連携した取組みを支援対象とすることを趣旨としていることから、各構成員の役割が明確にされており、連携体制が取れているかを確認するために求めているものです。

Q 7 同一の団体が複数申請することはできますか。

A より多くの団体を支援するため、申請は原則 1 団体 1 事業とします（団体の構成者の 5 割以上が同一の場合は、同一団体とみなします）。

例えば、団体①（構成者 A、B、C）、団体②（構成事業者 A、B、D）から申請があった場合、A 及び B の 2 名（構成者の 5 割以上）が重複していることから、団体①及び②は同一グループとみなします。

Q 8 申請団体は、当社（法人）の中のいち活動グループを想定している。その場合、申請団体の要件（会員が半数以上）はどのような整理になるか。

A 本事業の対象は3名以上（＝個人）が集まった任意団体等を想定しています。そのため、新たな部会として立ち上げていただくなどの対応をお願いします。

Q 9 （Q 8に関連して）新たな団体として立ち上げる場合、団体の専用口座が必要か。当社の法人口座を受入口座とすることはできないか。

A 補助事業上は団体専用口座を設けてもらうことが望ましいですが、難しいようであれば「委任状」の提出で対応可能です。ただし、後者の場合は、団体の構成員の一人として当該法人が事務局を務めているなど、関係性が分かるよう整理をお願いします。

Q10 「事業計画書作成補助シート」とは何ですか。申請書と一緒に提出する必要がありますか。

A 「事業計画書作成補助シート」は、様式第1号 別紙1－1「長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援金 事業実施計画書」の作成にあたり、申請者の皆さんに事前に整理いただきたい項目をまとめた補助シートです。申請予定の事業を行う目的は何か、誰を対象に、具体的にどんな内容で行うのか等を整理できるようになっています。
なお、こちらの「事業計画書作成補助シート」は、申請の際は提出不要です。

【事業内容について】

Q11 先進的実戦農家の視察で、視察先として考えている農家は「有機農業」を行っていませんが、持っている栽培技術は有機農業でも生かせるものと考えています。この場合、補助金の対象取組となりますか。

A 有機農業での生産力向上（収量・品質の安定化や規模拡大など）のために課題となっていることの解決に必要な技術習得が目的であれば対象とします。
そのことがわかるよう、事業計画書へ具体的に記載をお願いします。

Q12 「有機農業で生産された農産物を活用した給食の試行・食育に関する取組」で、食育のみを行う場合も、交付額は8万円となりますか。

A 食育のみの実施の場合は、交付額は「5万円」となります。
本事業のみ交付額を8万円としているのは、学校給食への農産物の提供にあたり、一定

数量を供給する必要があること、かつ、通常の食材単価よりかかり増し経費がかかることが想定されるためです。

なお、食育のみの実施の場合は、「地域の有機農業への理解醸成に関する事業」の「ア 講演会・勉強会、啓発映画上映会の開催」の区分で申請をしてください。

Q13 「有機農業で生産された農産物を活用した給食の試行・食育に関する事業」で、給食の試行と食育の取組は両方行う必要がありますか。

A 両方実施いただく必要があります。

本事業の趣旨を踏まえ、農産物を提供するだけでなく、その農産物が「有機農業」で生産されていることやその意味などを合わせて伝えていただき、有機農業への理解を深めていただくよう取組をお願いします。

【有機ＪＡＳ認証について】

Q14 交付金で実施する事業で使用する農産物は、有機ＪＡＳ認証を取得している必要はありますか。

A 有機ＪＡＳ認証の取得は求めません。

ただし、「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」に定める「有機農業」の定義に基づく栽培が行われたものかの確認は可能な範囲で行ってください。（栽培記録の確認、国の「環境保全型農業直接支払交付金」の有機農業の区分で交付を受けている等）

【参考】有機農業の推進に関する法律における「有機農業」の定義

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

Q15 有機ＪＡＳ認証を取得していない場合、「有機農産物」という表記ができないそうですが、チラシやパンフレットについてはどのように考えたらよいでしょうか。

A 日本農林規格（有機ＪＡＳ認証等について定めた規定）においては、農産物そのものやその包装、容器、送り状以外のもの（商品説明するパンフレット、注文書等）への表記については規制の対象になりませんが、不当景品類及び不当表示防止法の規制の対象となる場合があるため、使用目的等を踏まえ、慎重な判断が必要です。

判断しかねる場合は、その都度ご相談ください。

【事業経費に関すること】

Q16 補助の対象とならない経費は何ですか。

A 対象外となる主な経費は、以下のとおりです。

- ・茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・事務用品（文具、コピー用紙、その他消耗品）購入費
- ・各種キャンセルに係る取引手数料等
- ・補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- ・仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券等で支払った経費
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・役員報酬、直接人件費
- ・団体のPRに係る各種経費（パンフレット印刷費等）
- ・必要な経理書類を用意できないもの
- ・交付決定前に発注、購入、契約、支払いをしたもの
- ・本交付金の目的に合致しない経費や、公的な資金の用途として社会通念上適当でない（団体活動費で支出すべき）経費

Q17 上記Q11の「本交付金の目的に合致しない経費や、公的な資金の用途として社会通念上適当でない（団体活動費で支出すべき）経費」とは具体的に何ですか。

A 具体的な経費として、以下のものが考えられます。

- ① 講演会講師等を交えた懇親会等を行うための前泊や後泊に係る講師宿泊費
（※原則、前泊や後泊については、公共交通機関の事情等により物理的に当日移動が困難な場合等に対象とします。ただし、講師側から講演に係る経費として宿泊費の支払いを求められた場合はこの限りではありません）
- ② 申請団体構成員に対する講師謝金（会場借用費としての謝礼含む）、打合わせ出席のための交通費

Q18 事業で使用する食材の買い上げにかかる経費は対象となりますか。

A 事業の実施に必要なものであり、県内において有機農業で生産された農産物、加工食品の場合は主な原材料が県内産であるもので、原則、申請団体構成員「以外」から購入するものに限り対象とします。

ただし、（4）有機農業で生産された農産物を活用した給食の試行・食育に関する取組のうち、ア 有機農業で生産された農産物の学校給食への提供の試行で使用する食材については、申請団体構成員からの買い上げも含め対象とします。

Q19 事業で使用するチラシ・資料のデザイン委託費も含めて対象となりますか。

A デザイン委託費は、チラシ作成に係る費用の内数として対象として問題ありません。

Q20 申請した団体はすべて、補助金の交付を受けることができますか。

A 県において、次に掲げる基準により審査を行い、適当と認めた場合は補助金の交付を決定します。

なお、支援金の交付決定を受けていても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない、必要な書類が揃っていない場合は、支援金をお支払いすることができませんので、事業が完了したら、必ず期限内に実績報告書及び支払い請求書を提出してください。

(1) 必要な書類が全て提出されていること

(2) 交付要綱及び実施要領の補助対象者及び補助対象事業の要件に合致していること

(3) 事業目的が本補助金の趣旨に沿っており、事業の有効性が認められること（費用対効果、実施時期、計画の熟度、今まで関わりのなかった者同士の連携等）

(4) 事業の継続性、発展性が認められること（将来計画、自立的な組織体制及び資金計画等）

なお、同一実施主体が同一事業を複数年度（原則３年間）にわたり実施する場合は、工夫や発展性が認められるものに限り、交付対象として審査を行う。

(5) 県内他地域への波及効果が期待できること

2 信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業 (推進事業)

【事業実施主体要件について】

Q 1 本補助金の長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援のように、「〇〇棚田保存会」等のような農業者以外にも消費者等の含まれる団体が対象となることは可能ですか。

A 本補助金は、「信州の環境にやさしい農産物認証」の新規取得や取得品目の拡大等を踏まえた、生産者の環境にやさしい農業の取組を支援することを目的としています。

「信州の環境にやさしい農業認証」をすでに取得している生産者または翌年産農産物に「信州の環境にやさしい農産物認証」を取得する予定のある生産者が対象ですので、個人・団体問わずあくまで「生産者」を支援するものとなります。

【事業経費に関すること】

Q 2 申請した団体はすべて、補助金の交付を受けることができますか。

A 県において、次に掲げる基準により審査を行い、適当と認めた場合は補助金の交付を決定します。

なお、支援金の交付決定を受けていても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない、必要な書類が揃っていない場合は、支援金をお支払いすることができませんので、事業が完了したら、必ず期限内に実績報告書及び支払い請求書を提出してください。

(1) 必要な書類が全て提出されていること

(2) 交付要綱及び実施要領の補助対象者及び補助対象事業の要件に合致していること

(3) 事業目的が本補助金の趣旨に沿っており、事業の有効性が認められること（費用対効果、実施時期、計画の熟度、今まで関わりのなかった者同士の連携等）

(4) 事業の継続性、発展性が認められること（将来計画、自立的な組織体制及び資金計画等）

なお、同一実施主体が同一事業を複数年度（原則3年間）にわたり実施する場合は、工夫や発展性が認められるものに限り、交付対象として審査を行う。

(5) 県内他地域への波及効果が期待できること